

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法ができました



世界の動き

平成18年 障害者権利条約が国連でつくられました。

障がいがある人の権利を守り、障がいがない人と必ず平等に扱うことを決めた、世界の国々の約束です。

- 障がいに基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）を禁止しています。
- 「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」のローガンのもと、障がい者が主体的に参加し、作られました。

日本の動き

平成25年 障害者差別解消法が成立しました。

障がいを理由とする差別を禁止し、障がいの有無にかかわらず、お互いに尊重しながら共生する社会を作ることを目的としています。

- 「障がいを理由とする不当な差別的取扱い」と「障がい者へ合理的配慮を行わないこと」が差別に当たります。
- 障がいを理由とする不当な差別的取扱い
- 障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。
- 合理的配慮
- 負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮のことで、筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



残念だけど、大阪でも差別と思われることが起こっているよ。法律が施行される平成28年4月に向けて、できることを取り組んでいこう。次は合理的配慮について紹介するよ。

大阪ふれあいキャンペーン実行委員会

大阪ふれあいキャンペーンでは、障がい者団体や地域福祉団体、行政が連携して、府民の障がい理解を深める取組みを進めています。現在、実行委員会は府内44の全自治体と障がい者団体及び地域福祉団体等42団体の、計86団体で構成されています。

HP

大阪ふれあいキャンペーン

検索

HPからは、障がいについて、遊びながら学べる「おおさかふれあいすごろく」がダウンロードできます！

